

高福第 1137 号
令和 2 年 4 月 15 日

介護保険施設・事業所代表者様
高齢者関係施設・事業所代表者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

「感染防止対策の徹底とご留意いただく事項」の取扱いについて（通知）

標記について、令和 2 年 4 月 10 日付け福子総第 1020 号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」により、感染症対策の徹底とご留意いただく事項として「通所又は短期入所担当職員が自宅を訪問し必要なサービスを提供する。」とお伝えしたところですが、介護保険施設・事業所の短期入所担当者が、利用者の自宅を訪問することは、障害福祉サービス事業者等と異なり、現時点では想定されていないことが国からの指摘を受けてわかったため、通所系のサービスに限り対応を検討してください。

なお、通所系のサービス事業所が自宅を訪問する際の具体的な取り扱いについては、令和 2 年 4 月 7 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 6 報）」、令和 2 年 4 月 9 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 7 報）」及び令和 2 年 4 月 10 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 8 報）」にご留意願います。

また、短期入所事業所の皆様におかれては、感染者が発生するなどして休業せざるを得なくなった場合、利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携し、代替サービスの検討等を十分に行っていただくようお願いいたします。

問合せ先

福祉施設グループ	電話(045)210-4851
保健・居住施設グループ	電話(045)210-4856
在宅サービスグループ	電話(045)210-4840